



市町村不妊治療費助成事業費補助

神奈川県健康医療局

令和6年度当初予算額：3億2,500万円

(1) 目的

- 希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、
不妊治療のうち保険適用外となる治療(先進医療分)に対して、
市町村と協力して治療費用の一部を補助する。

(2) 課題

- 不妊治療は、令和4年度に多くが医療保険適用となった後も、
保険適用と併用可能な一部の治療は先進医療とされ、
自己負担が発生(経済的負担が大きく、支援の必要性が高い)。

(例) 先進医療の治療は、保険適用される治療と同時に実施した場合、
保険適用の治療費(3割負担・15万円程度/回)に加えて、
先進医療の治療費(10割負担・7万円程度/回)の負担が発生。

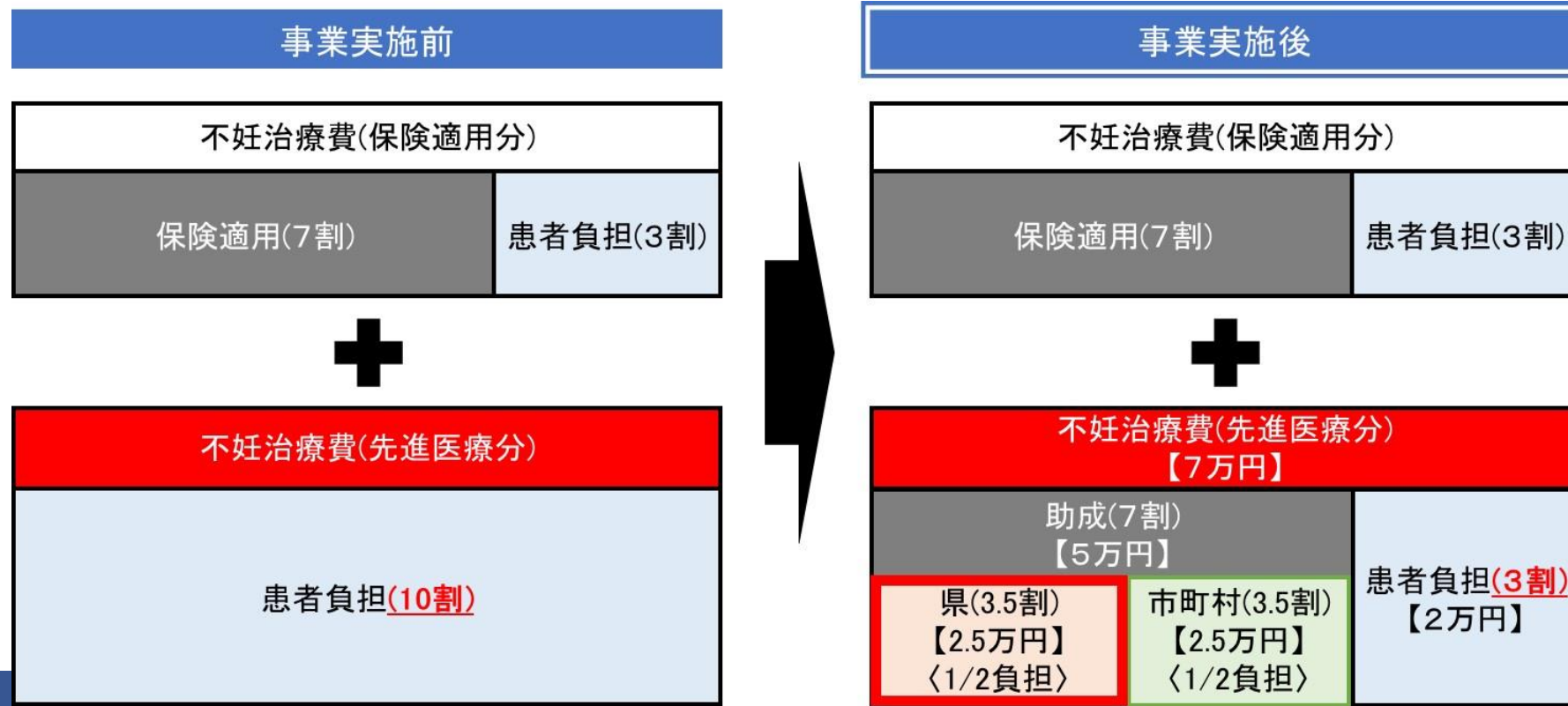
2 市町村不妊治療費助成事業費補助 概要②

(1) 事業内容

- 先進医療の治療への支援は、医療保険制度の中で解決(医療保険適用化)が望ましいが、支援の必要性を鑑み、**実現までの時限的な支援を市町村と協力して実施**したい。

(2) 事業イメージ

- 先進医療の不妊治療費に対する助成を実施する市町村へ**当該費用の一部を県が補助**する。



3 市町村不妊治療費助成事業費補助 概要③

【県の補助の内容】

項目	概要	備考
補助対象となる事業		
実施主体	市町村	
事業内容	個人への助成事業	
対象費用	先進医療の不妊治療費用	
助成率	対象費用の7割/回	○ 保険適用の不妊治療に準じる
助成上限額	50千円/回	○ 一般的な先進医療治療費から設定
助成回数	初回治療時の妻の年齢に応じて、 39歳までは6回、40歳以降は3回	○ 保険適用の不妊治療に準じる
年齢要件	初回治療時の妻の年齢は42歳以下	
対象経費	助対象事業に係る経費	
補助率	助成1件あたり費用の1/2	○ 助成事業の上限額の1/2 (50千円×1/2=25千円)
補助上限額	助成1件あたり25千円	
実施期間	令和6～8年度(3年間)	

- 補助に係る交付要綱は令和6年3月に発出済。
- 16／33市町村が実施予定(又は実施を検討中)。

対象事業期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※ 6年度中に開始した場合は、4月1日に遡及可能
交付申請期間	令和7年1月31日まで随時受付 ※ 市町村予算と事業実施体制が整った時点で申請が可能
実績報告・精算	【実績報告】令和7年4月 【精算】令和7年5月

お問合せは
健康医療局 保健医療部
健康増進課 母子保健グループ まで ☎045-210-4786